別表第一ＮＩＰＰＯＮ実学院の項を削り、別表第一ＮＩＰＰＯＮ文化学院の項の次に次のように加える。

山幸日本語学校	群馬県

別表第一東京国際学園日本語学校の項の次に次のように加える。

聖鳩国際カレッジ	埼玉県

別表第一亀田医療技術専門学校日本語学科の項の次に次のように加える。

ＹＯＭＡ日本語学院	千葉県

別表第一早稲田外国語学校の項中「早稲田外国語学校」を「東京早稲田外国語学校」に改め、同表西東京国際教育学院の項中「西東京国際教育学院」を「東京グローバル日本語学校」に改め、同表晴国際語学院の項の次に次のように加える。

東京シゲン・アカデミー	東京都
東京外語教育学院	東京都
東京トランスナショナル日本語学校	東京都
東京文教学院	東京都
ＳＡＮＫＯ日本語学校東京	東京都
さくら東京日本語学校	東京都
ＡＬＣＣ東京学院	東京都
東京神田日本語学校	東京都
日東国際学院八王子校	東京都

別表第一日本アニメ・マンガ専門学校日本語科の項の次に次のように加える。

国際調理製菓専門学校日本語科	新潟県

別表第一ＮＳＡ日本語学校の項の次に次のように加える。

京進ランゲージアカデミー名古屋校	愛知県

別表第一学校法人育英館関西語言学院・進学1年3ヶ月コース、同・進学1年半コース、同・進学1年9ヶ月コース、同・進学2年コースの項中「学校法人育英館関西語言学院・進学1年3ヶ月コース、同・進学1年半コース、同・進学1年9ヶ月コース、同・進学2年コース」を「学校法人育英館関西語言学院・進学1年半コース、同・進学2年コース」に改め、同表洛北日本語学院の項の次に次のように加える。

ＭＲＳ関西日本語学校	京都府
日本国際語学アカデミー・京都校	京都府
ＹＩＣ京都日本語学院	京都府

別表第一メディカルエステ専門学校日本語学科の項の次に次のように加える。

ＪＩＮ東京日本語学校大阪校	大阪府
日生日本語学園大阪西校	大阪府

別表第一ＫＩＪ語学院南校の項の次に次のように加える。

ＡＩＳＪ日本語学校	兵庫県
創智国際学院	兵庫県

別表第一学校法人河原学園河原電子ビジネス専門学校日本語学科の項の次に次のように加える。

はびねす外語学院	愛媛県

別表第一杏林国際語学院の項の次に次のように加える。

Ｇｅｎｋｉ　Ｊａｐａｎｅｓｅ　ａｎｄ　Ｃｕｌｔｕｒｅ　Ｓｃｈｏｏｌ	福岡県
専門学校九州デザイナー学院	福岡県

別表第一こころ医療福祉専門学校佐世保校の項の次に次のように加える。

メトロ総合ビジネスカレッジ	長崎県

○外務省告示第四十号

平成二十八年二月五日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Ｇに基づく資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十八年二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光栄を有します。

同協定第七条２は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。

また、同協定附属書Ｇ３は、日本国の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よって、本大臣は、日本国の平成二十七会計年度における前記の金銭負担の額に関し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億二千三百九十万六千円（一二三、九〇六、〇〇〇円）とする。

本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年二月五日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使

キャロライン・Ｂ・ケネディ閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年二月五日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使

キャロライン・ケネディ

日本国外務大臣　岸田文雄